



EASTICAセッション「伝統的な東アジアにおける ドキュメンテーション及びアーカイブズマネジメント」

—前近代日本におけるアーカイブズ(記録史料)とその管理— 渡辺 浩一

国文学研究資料館

1. はじめに

本報告の基本的視点は以下の通りである。

- 1) 日本の伝統的(前近代)文書管理の特質を、「家」と官僚制的組織の二つの側面から説明する。
- 2) 検討の対象を原文書管理に限定せず、筆写分類編集や歴史編纂(叙述)にまで広げ、過去情報として一括して取り扱う。アーカイブズを情報管理の一形態としてとらえようということである。この視点は脱保管 post-custodial 時代のアーカイブズ学から学んだ¹。
- 3) 情報管理に問題をととどめず、利用の問題に踏み込む。

これは、2007年度まで4年間にわたっておこなってきた大規模プロジェクトの成果の一部である²。

2. 古代・中世における過去情報管理³

日本は東アジアの辺境に位置するため、7 - 8世紀にかけてようやく官僚制が中国・朝鮮から導入され、整然とした中央政府の省庁と地方行政組織が作られた。そこでは、文書作成・管理規定も存在し、写経所という一部局の廃棄文書も奇跡的

に大量現存している。(東大寺正倉院文書約2万点)。また、中国・朝鮮をまねて正史編纂も8から9世紀にかけて6回行われた(六国史)。以上のように、日本もこの段階では中国・朝鮮と共通性を持っていた。つまり、古代的官僚制のもとの諸組織が規定に基づいて整然と文書を作成・廃棄し、国家の歴史書の編纂も継続的に行っていたのである。

しかし、日本古代の官僚制は旧来の氏族を中心とした土俗的な秩序に配慮したため、官僚の登用に科挙という試験制度を採用しなかった⁴。このため、10世紀には早くも律令官僚制は次第に変質し、官庁や官職は特定の貴族の家によって世襲的に運営されるようになった。したがって、過去の情報蓄積は家により担われることとなるのであるが、原文書の管理だけでなく、例えば儀式などの実務情報はその担当者が代々日記に記載し続けることにより後の時代に伝達されており、そのような家は「日記の家」と呼ばれている。この日記は国家の統治機構を維持するための重要な記録であった。

一方、貴族政権の武力装置を担っていた武士でも家が成立し、ここでも文書・情報は家により継承された。貴族政権の内部分裂による内乱の過程で武士が台頭し、12世紀末には鎌倉幕府という武家政権が誕生し、貴族政権と並立するようになった。武家政権においても役職は武士の家が世襲したため、過去情報は当然家に蓄積されることとなった。しかし、13世紀後半以降独立した文書管理庫

¹ 記録管理学会、日本アーカイブズ学会共編『入門・アーカイブズの世界：記憶と記録を未来に：翻訳論文集』(日外アソシエーツ、2006年)。

² 『歴史的アーカイブズの多国間比較に関する研究』研究成果年次報告書(研究代表者渡辺浩一、2005-2008年)、および『近世アーカイブズの多国間比較』(国文学研究資料館、2008年)。

³ 本項は主として、高橋一樹「日本中世の国家機構における文書の作成・保存と廃棄」(『歴史的アーカイブズの多国間比較に関する研究』研究成果年次報告書平成19年度)による。

⁴ 佐藤信「律令国家」(『新大系日本史1 国家史』山川出版社、2006年)。

が成立する。もっとも、文書管理全体としてみれば文書管理庫に集中されることはなく、裁判文書の例ではその裁判を担当した吏僚の家の役割も不可欠であったことに注意する必要がある。

国家の正史編纂は貴族政権の方では901年以後完全に途絶した。武家政権では、鎌倉幕府による歴史編纂が14世紀初頭に行われた（『吾妻鑑』）が、内容は鎌倉幕府の歴史であり、国家の正史とは言えない。二番目の武家政権である室町幕府（1336-1573）では、歴史編纂事業それ自体が行われなかったのではないだろうか。

以上のように、日本は官僚組織を中国・朝鮮から学び、実現させたにもかかわらず、科挙を採用しなかったために、官僚制が変質し統治機構が家に依存するようになった点、在地社会に科挙を根拠とした制度的な文人層が形成されなかった点には、東アジアの異端性を見て取ることができる。その一方では中国文化圏にあったので、全国政権は歴史を編纂するという意識が存在したという点では東アジアに共通する性格を持っていた。このことは過去情報の蓄積方法が原文書管理だけではないという素地を生み出したものと思われる。

3. 日本近世の統治組織における情報の管理と利用

日本近世（江戸時代1603-1868）の統治組織は、中央政権である幕府と、地方政権である藩から成り立っていた。両方とも封建領主であり、幕府も藩もそれぞれが擬制血縁的組織の形態をとっていた。例えば幕府の長は将軍であり、これは世襲であった。幕府の構成員（武士）は将軍職の家（徳川家）の家臣であった。さらに、幕府の内部にある軍事組織・行政組織の各役職も家臣の家の長が就任した。各役職は家の世襲ではないが、家の格式に照応する役職の幅はゆるやかに限定されていた。このように、日本近世の統治組織は家の入れ子構造になっている点が特徴的である。

上記の特質に規定されて、情報・文書管理にはいくつかのパターンが存在すると、私は想定して

いる。

- 1) 官僚制的に行われる場合（幕府勘定所；財政と直轄領支配を担当）
- 2) 官僚制的管理を機軸としながらも家が補完する場合（江戸町奉行（所）；首都江戸の治安・裁判・行政を担当）。
- 3) 家が機能する場合（幕府寺社奉行；全国の寺院と神社の支配を担当）

（注） これら三つの役職は老中（宰相）のもとで幕府の最高意思決定機関および最高裁判所を構成する。

このパターンはそれぞれの組織の長の屋敷と役所の関係、スタッフの性格と照応している。すなわち、勘定所は純粹に役所であり、その長である勘定奉行は自分の屋敷に居住している。また、勘定所の吏員（武士）は勘定奉行と直接の主従関係にはない。二番目の町奉行所には町奉行の公邸が含まれているので就任期間中はそこに居住する。その吏員（武士）は世襲で町奉行所に勤めているのでここでも町奉行とこの吏員との間には直接の主従関係にはない。ただし、町奉行就任者の家臣数名が町奉行所の業務に従事する。三番目の寺社奉行には役所も公邸もないので、自分の屋敷で業務を行う。その業務は専任のスタッフではなく寺社奉行就任者の家臣が全ての業務を担う⁵。

以上のように、中央政府の内部でもいくつかのタイプが想定できるが、ここでは江戸町奉行所の情報管理について瞥見する⁶。情報管理は18世紀末以前には成立していた専門部局（撰要方）で行われていたが、その方法は原文書管理よりも筆写分類編集に比重があった。これが基本である。それに、町奉行経験者の家の方でも情報蓄積が行わ

⁵ 寺社奉行の文書管理については、大友一雄『江戸幕府と情報管理』（臨川書店、2003年）に詳細な分析がある。勘定所・町奉行所についての詳細な分析は現時点では存在しないが、ここでは敢えて概略を提示してみた。

⁶ 拙稿「日本近世の首都行政における蓄積情報の身分間分有と利用」（『歴史的アーカイブズの多国間比較に関する研究』研究成果年次報告書平成19年度）。

れており、町奉行所がその家の情報を利用することもあった。さらにスタッフが世襲であったのでその家の情報も必要不可欠であった。以上の三つが総体として首都行政に必要な情報を提供していたのである。

次に時期的な変化としては、1730年代と1790年代の二度の大きな政治改革のなかで、それぞれの役職・部局による情報管理・文書管理の合理化が計られている⁷。その基本は、それぞれの職務に関する情報を家に私蔵せず次就任者が適切に引き継げるようにするというものであった⁸。

過去情報蓄積の二つの観点、原文書管理と筆写分類編集という点ではどうであろうか。幕府や藩の政治は18世紀以降裁判も行政も先例に基づいて行われたため、蓄積された過去情報を利用することが不可欠であった。幕府の諸部局では、もちろん原文書管理も行われてはいたが、基本的には筆写編集されたものの利用が主軸であった。そのため、1730年代以降、法令集（御触書集成）の編集、行政先例集（撰要類集）の編集が、組織的継続的に幕府が滅亡する1868年まで行われていた。

ただ、藩の文書管理研究では、業務が繁忙な民政部局では筆写分類編集から検索手段による原文書管理への移行が指摘される。その理由は行政の複雑化に伴う文書（情報）量の増大である。また、情報管理のあり方も家を中心とした私的な性格から出発して、官僚制的文書管理が次第に広がる⁹ことが指摘されている。

歴史編纂に関しては、幕府でも藩でも江戸時代を通じてさかんに行われていた。その際には、東アジアにおける歴史編纂の伝統が常に念頭にあっ

た。幕府は、901年から途絶していた日本国家の正史の復活を意図して古代から1617年までの歴史書を1670年に完成させた（『本朝通鑑』^{ほんちょうつがん}）¹⁰。また、19世紀に入ると徳川將軍家の歴史編纂を意図し専門部局を設置して1843年に完成させた（『徳川実紀』）¹¹。つまり百年単位で継続する編纂部局は存在しなかったこと、また、この本が現將軍、および幕府の創始者を神格化して祀る日光東照宮に献呈されたことは、朝鮮王朝実録の編纂・保管システム¹²と比べると、公平な歴史の記憶を次代に継承させようという意識が相対的に低かったことを示しているように思われる。実録が未来志向であるのに対し、実紀は明らかに過去を向いているのである。

4. 日本近世の被統治組織における情報の管理と利用

次に、統治される側についても概観したい。

中世末期（戦国時代1467-1590）には日本列島の中心部（京都・奈良・大坂近辺）では村落上層でも家が成立した。ついで、近世に入り17世紀後半までには家の成立は一般農民・商人・職人にも広がる。地域的にも北海道を除く列島全域で家が成立した。

村という農村部の地縁団体や、町（ちょう）という都市部の地縁団体、商職人の同業組織は、全て家長が構成員であった。したがって、近世文書は、地縁団体・同職団体が現在まで文書を伝来させる例も珍しくはないが、多くは家文書という形

¹⁰ 藤實久美子「『本朝通鑑』編修と史料収集 対朝廷・武家の場合」（『史料館研究紀要』30, 1999年）。

¹¹ 藤實久美子「徳川実紀の編纂について（小特集 歴史編纂の比較史）」（『史料館研究紀要』32, 2001年）。

¹² 崔承熙「朝鮮王朝実録の編纂について（小特集 歴史編纂の比較史）」（同上）、申炳周「王室での記録の生産と保存 朝鮮王朝実録、儀軌、実録形止案を中心として」（『歴史的アーカイブズの多国間比較に関する研究』研究成果年次報告書平成16年度）、金炫栄「文書と記録そして「休紙」：朝鮮時代における文献の伝存様相」（『近世アーカイブズの多国間比較』国文学研究資料館, 2008年）。

⁷ 高橋実「近世における文書の管理と保存」（安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会, 1996年）、大石学「日本近世国家における公文書管理 享保の改革を中心に」（歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』日本図書センター, 1999年）。

⁸ 大友一雄『江戸幕府と情報管理』（注5前掲）。

⁹ 国文研アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』（岩田書院, 2008年）。

で現存する。最も典型的な例は、村役人が特定の家に世襲されている場合で、このようなケースでは一つの家に数万点もの文書が現存する例も稀ではない。また、都市の商家も経営規模の拡大に伴って、商品取引や金融上の大量の証文を授受作成し、目的合理的に組織化された多種大量の経営帳簿群を形成した。その最大規模のものが近現代の財閥に成長した三井家であり、現存点数は1900年までで6万6千点に及ぶ¹³。このように日本近世の民間社会は、支配層に劣らぬ文書量を作成し保管していたことが世界的にも特徴的である。

村、町、同業組織、商人はそれぞれに文書管理システムを成長させていたという研究がいくつかある¹⁴。一例として近世都市の地縁集団について説明する¹⁵。京都の六角町^{ろっかくちやう}という都市の地縁団体は19世紀初めに少なくとも二回目の文書目録を作成した。そこには文書番号、文書名、点数が記入され、原文書の方にも文書番号札が貼られ、容易に検索できるようになっていた。現在、文書は祇園祭の山車の部品を収納する蔵の片隅に保存されているが、19世紀前半では、使用頻度の低い文書のみがこの土蔵に収納されていた。この土蔵は町会所の奥に建っている。つまり地縁団体の共有文

書が共同施設に保管されたということである。

被統治組織の保有文書は断片的なものではなく、大量かつ体系的である。それぞれの文書管理は独自の体系性を持っていたので、日本近世は、統治組織の上部から、被統治組織の末端まで、幾層にもわたって体系的な過去情報の蓄積が行われていたことになる。

それは、統治組織の統治が、一方的な強制ではなく、「行政上で必要と判断した局面」¹⁶では当事者の意志を吸収するというシステムのもとで行われていたことの前提となった。当事者の意志も体系的に蓄積された過去情報に基づくという一定の合理性を有していたのである¹⁷。

管理していた文書を根拠として、村・町・仲間組織・商人は自己の権利を主張した。そのため、証拠文書は特に重要視され、特別な保管庫を建設する場合もあった。播州三木町は17世紀末に「宝蔵」と呼ばれる証拠文書保管専用庫を建設した。これと前後して近世において証拠となった重要文書の虫干し行事が開始された。これは、単なる虫干ではなく、共同体の人々が過去を想起する「記憶の場」でもあった。儀礼行為を通じても文書の保全が図られたことがわかる。

しかし、権利主張のために証拠文書を改変したり、証拠文書に書いていない権利を主張して証拠文書を神格化して秘匿したりするという非合理性も日本近世の人々は併せ持っていた。そうした非合理性の方向で歴史叙述が行われるとき、荒唐無稽な神話が生まれ、拡大再生産される場合もあった¹⁸。

日本の近世は、東アジア考証学が農村の知識層にも浸透し、合理的実証的態度が普及する一方、それとは別個に過去に対する豊かな想像力を口承

¹³ 『三井文庫 沿革と利用の手引き』(三井文庫, 1991年)。

¹⁴ 富善一敏「近世村落における文書整理・管理について 信州高島領乙事村の事例から」(『記録と史料』第2号, 1991年)、保坂裕興「村方騒動と文書の作成・管理システム 武蔵国秩父郡上名栗村を事例として」(『学習院大学史料館紀要』第6号, 1992年)、拙稿「近世都市高山における「町方」文書の保管構造」(高木俊輔・渡辺浩一編『日本近世史料学研究 史料空間論への旅立ち』北海道大学図書刊行会, 2000年)、青木裕一「近世都市における文書管理について 「駿府町会所文書」を中心に」(『千葉史学』39, 2001年)、鶴岡実枝子「商家文書の目録編成」(史料館編『史料の整理と管理』岩波書店, 1988年)、岩淵令治「問屋仲間の機能・構造と文書作成・管理」(『歴史評論』561, 1997年)など。

¹⁵ 拙稿「日本近世都市の個別町における文書保管 京都六角町文書の調査から」、『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』3, 2007年)

¹⁶ 藤田覚「幕府行政論」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座6 近世社会論』(東京大学出版会, 2005年)。

¹⁷ 拙稿「日本近世の首都行政における蓄積情報の身分間分有と利用」(注6前掲)。

¹⁸ 拙著『まちの記憶 播州三木町の歴史叙述』(清文堂出版, 2004年)。

ではなく文字のレベルでも失うことのない世界でもあった。

このことは、中国徽州村落における地誌が、おそらくは王朝における正史編纂の伝統を受けて、記述事項が定型化され原文書の引用を中心としており、荒唐無稽な神話が叙述される余地がないらしいこと¹⁹と対照的である。この差は、科挙の有無による在村知識人の性格の違いも一因であるのかもしれない。ともあれ、こうした点にも日本の東アジアにおける異端性すなわち辺境性を見ることができるともかもしれない。

5. おわりに

最後に、前近代日本における文書の作成と管理に家という組織が重要であったことの前提を付け加えておきたい。このような事実は、単純なことではあるが、家が数百年にわたって継続していることが前提となる。そうした長期継続がなぜ可能であったかという理由は、日本の伝統的社会では家の存続が最重要課題であり、その継承に血縁関係を絶対的条件としなかったからである。もちろ

¹⁹ 王振忠「村落文書と村落志 - 徽州歙県西溪南を例として -」(注12前掲)。

ん、全く無関係な者を養子として連れてくるわけではなく、通常は特定の家には嫁取り婿取りをする遠い親戚筋の家が複数あった。極端な場合には、直系血縁相続者がいても、家の存続のために能力ある者を遠い親戚筋の家から養子を迎えるということすらあった。

こうした家を単位に、日本の伝統的社会における全ての組織は構成され、家や家を単位とした組織が文書・情報を発信・蓄積・利用していたのである。

ちなみに、近現代日本にアーカイブズ・システムが存在しなかったにもかかわらず、前近代文書が大量に現存しているのは、1960年代の高度経済成長期までは伝統的な家が社会に分厚く存在しつづけたことも一因である。しかし、もはやその家も最終的な文書保管機能停止段階を迎えつつあるのではないか。

発表者略歴

東北大学文学研究科博士後期課程(国史学専攻)中退 博士(文学)。東北大学文学部助手、国立史料館助手・助教授を経て、人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ研究系教授。専門は近世都市を素材としたアーカイブズ史。

